

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
愛媛県喜多郡内子町 愛媛県	過疎地域における人・物の効率的な輸送に向けた自家用有償旅客運送の規制緩和	—	<p>過疎地域等において「一般乗合旅客自動車運送事業」に代わる旅客の輸送手段として普及している旅客運送である「自家用有償旅客運送」において、改正活性化再生法に基づく「再編実施計画」等の策定の有無にかかわらず、「一般乗合旅客自動車運送事業」と同様の「付随する貨物の運送」を可能とする。</p> <p>《提案理由》 内子町の町営バス、福祉バス(路線定期/自家用有償旅客運送登録)では、道路運送法第82条の規定が適用されないため、旅客の運送に付随していても貨物の輸送ができない。 国土交通省は、改正活性化再生法に基づく「再編実施計画」等を策定した際の特例規定で対応するとしているが、内子町では既に交通再編事業は展開中であり、更なる「再編実施計画」等の作成は要しない。 また、他の地域においても、同様の地域が多数あると考えられ、過疎地域の実情に合致するよう要望するものである。 なお、輸送による農産物等の出荷先は、全国モデル「道の駅」に選定された「内子フレッシュパークからり」(地域の元気を創る地域センター型:産業振興)などである。 また、高齢者の生きがい対策の一環としても位置付けている今回の提案を特区の活用により実現することで、当該拠点(道の駅)のみならず、当該地域一帯の元気創造にもつながるという広がりのある取組みである。</p>	過疎地域等における貨物も含めた効率的な運送が可能となる。	<p>自家用有償旅客運送については、「旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。」とする道路運送法上の規定が適用されない。 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第41号)において、市町村等が作成する地域公共交通再編実施計画において自家用有償旅客運送を位置付け、国土交通大臣の認定を受けた場合には、当該自家用有償旅客運送では、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができることとする特例を設けている。</p>	<p>道路運送法第82条 (貨物自動車運送事業法第3条:貨物自動車運送事業の許可)</p> <p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の6第2項</p> <p>地域再生法の一部を改正する法律第17条の13 (自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例)</p>	自家用有償旅客運送登録車両においても、改正活性化再生法に基づく「再編実施計画」等の策定の有無にかかわらず、「一般乗合旅客自動車運送事業」と同様の「付随する貨物の運送」を可能とする。